

京都市立総合支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月29日

京都市教育委員会

教育長 稲田新吾

京都市教育委員会規則第8号

京都市立総合支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

京都市立総合支援学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条中「病弱者」の右に「(以下「知的障害者等」という。)」を加え、「又は未成年後見人若しくはこれに準じると認められる者」を「，未成年後見人その他の者であつて，児童又は生徒を現に監護するもの」に改め，「同じ。)」の右に「(成年に達した知的障害者等である場合にあつては，当該知的障害者等。別表第1において同じ。)」を加える。

第3条の見出し中「部科」を「部等」に改め，同条第1項中「科」を「学科」に改める。

第17条中「及び道德」を削る。

第35条第1項中「科」を「学科」に改める。

別表第1中 「

部	科
---	---

」 を 「

部	学 科
---	-----

」

に改める。

附 則

この規則は，令和4年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局指導部総合育成支援課)